

質問と回答（参加資格に関するもの）

番号	実施要領の該当箇所・ページ	質問内容	回答
1	評価基準書（PM業務、道の駅、保健福祉子育て支援施設）について	配置予定技術者の実績（10点）において、「配置技術者に専門的な資格（技術士等）がある場合に優位に評価する」とありますが、資格の内容（技術士の部門・分野、一級建築士等）によって評価に差がつかますでしょうか（例えば、技術士の「総合技術監理部門」と「建設部門」、分野「都市及び地方計画」と「道路」、技術士と一級建築士における評価の差）。	資格の内容により、評価において差を付けます。 なお、どのような資格がある方をどういった意図をもって配置するののかということも、本件プロポーザルにおいてご提案いただく事項です。
2	評価基準書（PM業務、道の駅、保健福祉子育て支援施設）について	質問番号1について、資格の内容によって評価に差がつく場合は、業務ごと（PM業務、道の駅、保健福祉子育て支援施設）に具体的に評価される資格名称についてご教示をお願い致します。	1の回答を参照ください。 また、各業務の性格に応じて、最適とお考えの技術者配置をご提案ください。
3	P4 5. 参加表明手続き（1）④について	P2 2. 委託業務の概要（3）契約方法では、「①②③の業務ごとに契約を締結する」とあります。これに習えば、配置予定技術者については、①②③の各業務ごとに管理技術者を配置する（管理技術者は合計3名になる）と考えて宜しいでしょうか。その場合、「5. 参加表明手続き（1）④」については、①②③の業務ごとに作成すると考	1の回答を参照ください。 なお、配置予定技術者が複数の業務を兼ねる提案を妨げるものではありません。 また、参加表明手続にて提出いただく書類④「配置予定技術者」については、実施要領2（1）に示す①から③までの業務それぞれについて作成してください。

		えて宜しいでしょうか。	
4	P4 5. 参加表明手続き(1)④について	質問3において、①②③の業務ごとに配置予定技術者調書を作成する場合の質問です。「ウ 本業務と類似する業務実績 ※最大5件を記載」とありますが、評価基準書の「配置予定技術者の実績(10点)」において評価の対象になるのは、各業務で配置される管理技術者(1名×3業務)の実績件数でしょうか。それとも配置する担当技術者(複数名)の実績件数についても評価の対象となりますでしょうか。また、配置技術者を複数名あげる場合の評価方法(代表者評価、平均評価など)についてご教示をお願い致します。	1、2及び3の回答を参照ください。
5	P4 5. 参加表明手続き(1)④について	質問3において①②③の業務ごとに配置予定技術者調書を作成する場合、管理技術者または担当技術者が複数の業務を兼務することは可能でしょうか。	1及び3の回答を参照ください。 なお、管理技術者又は担当者が複数の業務を兼ねる提案を妨げるものではありません。
6	P3 本業務と類似する業務の定義	2(1)③については、保健、福祉、子育て支援に関わる施設に関して、検討や計画を行った業務と記載がありますが、本業務への参加資格として保健、福祉、子育て支援施設それぞれの検討、計画の実務が必要でしょうか。それとも、例えば福祉施設であれば老人ホーム等が考えられますが、3件のうち1件でも実務経験があれば応募資格を満たすのでしょうか。	保健、福祉、子育て支援に関わる施設のうち、いずれか一つの実績が実施要領に記載する件数要件を満たせば足り、例えば、保健、福祉、子育て支援に関する施設の実績をそれぞれ一つずつ有することを求めるものではありません。
7	P2、P5 コンソーシアムの代	コンソーシアムの代表企業は、業務全体の取りまとめという立ち位置から、南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント業務を担当する企業になります	コンソーシアムの代表は「南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント業務」の主担当企業である必要はありません。

	表について	でしょうか。	
--	-------	--------	--